

大個審答申第 116 号  
平成 31 年 3 月 28 日

大阪市長職務代理者  
大阪市の市長 田中 清剛 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 松本 和彦

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成 29 年 4 月 14 日付け大財あ課第 20022 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が、平成 29 年 3 月 9 日付け大財あ課第 20981 号により行った開示請求却下決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示請求

審査請求人は、平成 29 年 2 月 24 日、条例第 17 条第 1 項に基づき、実施機関に対し、「土地カ税台帳の○区○と○番地の、昭和 27 年から平成 11 年」との開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、平成 29 年 3 月 9 日、本件請求に係る保有個人情報を「土地課税台帳 大阪市○区○及び○ 昭和 27 年度から平成 11 年度」に記録された情報（以下「本件情報」という。）と特定した上で、本件請求を却下する理由を次のとおり付して、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行った。

## 記

条例第 71 条第 4 項に該当

（説明）

土地課税台帳については、地方税法（昭和 25 年 7 月 31 日法律第 226 号。以下「法」という。）第 382 条の 2 により固定資産課税台帳の閲覧が規定されており、同法第 382 条の 3 により固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付も規定されていることから、この条例を適用しないため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 15 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 平成 29 年 3 月 9 日付大財あ課第 20981 号の開示請求却下決定通知書に不服がある。

2 固定資産名寄帳にて、固定資産に対する、私の所有に課税されている金額その他の地積、地目、住宅区分、所在地、用途地区、修正率、特例、減額、負担水準その他すべての情報が明記され、情報開示されている。

上記に記されている内容以外に固定資産課税台帳に記されているとは聞いていない。

よって、情報開示されている私の固定資産課税が記されている台帳の閲覧を所有者本人に規定されているのならば、別紙名寄帳と同じ内容で、コンピューター化される前の、私自身の固定資産課税が記されている台帳の開示が全て却下される事は矛盾した行為である。

382 条の 3 の証明書の交付を求めている。

よって、開示されている名寄帳と台帳との、私所有地に固定資産がどのように記されているかを知るための、情報開示は合理的で、大阪市の却下は矛盾している。

### 第 4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件請求において却下することとした情報について

本件情報は、固定資産課税台帳の 1 つである土地課税台帳に登録されている情報であり、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第 27 条第 3 号及び第 34 条第 1 項各号に掲げる登記事項、所有権、質権等の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格を登録したものである。

2 本件情報に対して本件決定を行った理由

土地課税台帳については、法第 382 条の 2 に閲覧について、法第 382 条の 3 に土地課税台帳に記載されている事項の証明書の交付について規定されており、請求された保有個人情報の開示について他の法令に定めがあることから、条例第 71 条第 4 項に該当し、条例第 23 条第 2 項に基づき、本件決定を行ったものである。

なお、土地課税台帳については、閲覧できる期間に制限はなく、また、閲覧のみではなく証明書の交付も行っていることから、条例第 71 条第 4 項ただし書には該当しないものである。

3 審査請求人の主張に対する弁明

市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、固定資産課税台帳に基づいて、総務省令で定めるところによって、土地名寄帳及び家屋名寄帳（以下「名寄帳」という。）を備えなければならないとされており（法第 387 条第 1 項）、本市においては存在する名寄帳を課税内容の説明を行う場合、納税義務者からの求めに応じ閲覧に供し又は交付している。

名寄帳の備付けは電磁的記録の備付けをもって行うことができるものとされており（法第 387 条第 2 項）、本市においては、平成 12 年度から、税務事務システムに電磁的記録として備付け、必要に応じて同システムから出力をしている。平成 11 年度以前は名寄帳を紙の簿冊で備付けしていたが、保存期間（10 年）を経過したため廃棄しており、昭和 27 年度から平成 11 年度の名寄帳は存在しない。

名寄帳に固定資産課税台帳の登録事項と同一の事項が記録されている場合に限り、法第 382 条の 2 第 1 項の規定により当該納税義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳に代えて、名寄帳若しくはその写しを納税義務者の閲覧に供することができる旨規定されているが（法第 387 条第 3 項）、本市の名寄帳に記録している事項は固定資産課税台帳の登録事項と同一ではなく、本市の課税内容の説明を行う場合に納税義務者からの求めに応じて存在する名寄帳を閲覧に供し又は交付しているのは行政サービスの一環として本市が独自におこなっているものであり、法に基づくものではない。

本件請求は、審査請求人が所有する土地に係る固定資産課税台帳について開示を求めたものであって、固定資産課税台帳に係る閲覧及び交付については法第 382 条の 2 及び 3 に定めがあることから、条例第 71 条第 4 項に該当し、この条例の規定を適用しないとした本件決定は合理的な決定である。

## 第 5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第 1 条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第 3 条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

### 2 本件情報について

本件情報は、法第 380 条第 1 項の規定により、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため市町村が備えなければならないとされている台帳に記録された情報であって、審査請求人が所有する土地（大阪市〇区〇番及び〇番）に係る昭和 27 年度から平成 11 年度までの土地課税台帳に記録された情報である。

### 3 争点

実施機関は、土地課税台帳の開示に関し、法第 382 条の 2 に関連について規定されており、法第 382 条の 3 に土地課税台帳に記載されている事項の証明書の交付について規定されていることから、条例第 71 条第 4 項本文に該当し、同項ただし書には該当しないため、この条例の規定を適用しないとして本件決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件決定に不服があるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件情報の開示が条例第 71 条第 4 項本文に該当し、同項ただし書には該当しないとしてした本件決定の妥当性である。

### 4 条例第 71 条第 4 項について

条例第 71 条は、他の法令等の規定により定められた個人情報の取扱い、保有個人情報等の開示、訂正又は利用停止の制度等との調整規定として、これらの場合における条例の適用関係を定めること等について規定したものである。

条例第 71 条第 4 項本文は、「保有個人情報…の開示、訂正又は利用停止について、法令等…に定めがあるときは、この条例の規定にかかわらず、その定めるところによる。」と規定している。これは、保有個人情報等の開示、訂正又は利用停止について他の法令等の定めがあるときは、当該法令等の定めに従い、開示、訂正又は利用停止を行うことが適当であることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

また、条例第 71 条第 4 項ただし書は、「保有個人情報…の開示をすることができる期間又は方法等が限られている場合において、当該法令等が異なる期間又は方法等による保有個人情報…の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この限りでない。」と規定している。これは、他の法令等の規定により保有個人情報の開示が認められていても、保有個人情報の開示を受けることができる期間が限られていたり、その方法が写しの交付を認めず、閲覧だけに限定されている場合などにおいては、当該法令等の趣旨、目的、規定の文言等の解釈上、異なる期間又は方法等による保有個人情報の開示を禁止する趣旨でないと認められるときは、この条例の規定を並行して適用することを定めたものである。

### 5 本件決定の妥当性について

#### (1) 本件情報の開示の条例第 71 条第 4 項本文該当性について

##### ア 固定資産課税台帳（土地課税台帳）の閲覧について

法第 382 条の 2 第 1 項は、固定資産課税台帳の閲覧について「市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項…が記載…をされている部分又はその写し…をこれらの者の閲覧に供しなければならない。」と規定している。

法第 382 条の 2 第 1 項に規定する政令で定める者について、地方税法施行令(昭和 25 年政令第 245 号) 第 52 条の 14 の表の第 4 号は「固定資産の処分をする権

利を有する者として総務省令で定める者」を規定し、法第 382 条の 2 第 1 項に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表第 4 号に規定する者については「当該権利の目的である固定資産」としている。

地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 12 条の 4 は、「政令第 52 条の 14 の表の第 4 号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする」とし、同条第 1 号は「所有者」を掲げている。

したがって、これらの規定により、固定資産の所有者である審査請求人は、所有する固定資産に関する固定資産課税台帳又はその写しの閲覧をすることができるものである。

#### イ 固定資産課税台帳（土地課税台帳）の写しの交付について

法第 382 条の 3 は、固定資産課税台帳に記載をされている事項について「市町村長は、政令で定める者の請求があったときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。」と規定している。

法第 382 条の 3 に規定する政令で定める者について、地方税法施行令第 52 条の 15 の表の第 3 号は「固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者」を掲げ、法第 382 条の 3 に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表第 3 号に掲げる者については「当該権利の目的である固定資産」とし、法第 382 条の 3 に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表第 3 号に掲げる者については「法に規定するすべての登録事項」としている。

地方税法施行規則第 12 条の 5 は、「政令第 52 条の 15 の表の第 3 号に規定する総務省令で定める者」を、同規則第 12 条の 4 各号に掲げる者とし、同規則第 12 条の 4 第 1 号は「所有者」を掲げている。

したがって、これらの規定により、固定資産の所有者である審査請求人は、所有する固定資産に関して、固定資産課税台帳に記載をされているすべての事項についての証明書の交付を受けることができるものである。

#### ウ 条例第 71 条第 4 項本文該当性について

以上より、本件情報の開示については、法令に定めがあり、条例第 71 条第 4 項本文に該当する。

#### (2) 本件情報の開示の条例第 71 条第 4 項ただし書該当性について

法令上、固定資産課税台帳の閲覧及び証明書の交付を受けることができる期間に制限はないことが認められる。

そして、固定資産課税台帳の開示について、上記(1)アのとおり、市町村長は、固定資産の所有者に対して、当該所有者に係る固定資産課税台帳又はその写しを閲覧に供しなければならないとしており、また、上記(1)イのとおり、固定資産の所有者に係る固定資産課税台帳の証明書における証明事項は、当該固定資産課税台帳に記載されたすべての登録事項であることが認められる。

すなわち、固定資産の所有者は、当該所有者に係る固定資産課税台帳に関して、

当該固定資産課税台帳に記載されたすべての登録事項について閲覧及び証明書の交付を受けることができるものである。

したがって、本件情報の開示をすることができる期間又は方法等が限られているとはいえ、本件情報の開示は、条例第71条第4項ただし書には該当しない。

(3) 以上より、本件情報の開示については、条例第71条第4項本文に該当し、同項ただし書には該当しないことから、条例の適用をしないとしてした本件決定は妥当である。

## 6 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 坂本団、委員 久末弥生

(参考) 調査審議の経過 平成29年度諮問受理第1号

年 月 日	経 過
平成29年4月14日	諮問書の受理
平成29年6月12日	実施機関から意見書の收受
平成30年7月31日	調査審議
平成30年10月11日	調査審議
平成31年3月28日	答申